

# 住民税(市民税・県民税)の

## 主な税制改正

今年度の申告より

配偶者控除および

配偶者特別控除の

取り扱いが変更になります

配偶者控除・配偶者特別控除  
における納税者の所得制限

配偶者控除、配偶者特別控除において、納税者(扶養する人)自身に所得制限が設けられます。納税者の合計所得が900万円を超えた時から控除額が段階的に減少し合計所得金額1000万円を超えると、控除対象外になります。

### 【配偶者控除】

| 納税者本人の<br>合計所得金額    | 控除対象<br>配偶者 | 老年控除対象<br>配偶者 |
|---------------------|-------------|---------------|
| 900万円以下             | 33万円        | 38万円          |
| 900万円超<br>950万円以下   | 22万円        | 26万円          |
| 950万円超<br>1,000万円以下 | 11万円        | 13万円          |

配偶者特別控除における  
配偶者の合計所得金額の拡大

配偶者特別控除の対象者について、配偶者の合計所得が38万円超123万円以下に拡大されます。

(改正前…38万円超75万円以下)

|                   |                     | (配偶者) 合計所得金額      |                   |                   |                   |                   |
|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                   |                     | 38万円超<br>85万円以下   | 85万円超<br>90万円以下   | 90万円超<br>95万円以下   | 95万円超<br>100万円以下  | 100万円超<br>105万円以下 |
| (合計所得金額<br>納税者本人) | 900万円以下             | 33万円              | 33万円              | 31万円              | 26万円              | 21万円              |
|                   | 900万円超<br>950万円以下   | 22万円              | 22万円              | 21万円              | 18万円              | 14万円              |
|                   | 950万円超<br>1,000万円以下 | 11万円              | 11万円              | 11万円              | 9万円               | 7万円               |
|                   |                     | (配偶者) 合計所得金額      |                   |                   |                   |                   |
|                   |                     | 105万円超<br>110万円以下 | 110万円超<br>115万円以下 | 115万円超<br>120万円以下 | 120万円超<br>123万円以下 | 123万円超            |
| (合計所得金額<br>納税者本人) | 900万円以下             | 16万円              | 11万円              | 6万円               | 3万円               | 0円                |
|                   | 900万円超<br>950万円以下   | 11万円              | 8万円               | 4万円               | 2万円               | 0円                |
|                   | 950万円超<br>1,000万円以下 | 6万円               | 4万円               | 2万円               | 1万円               | 0円                |

■お問合せ 課税課 ☎0297(21)2213

## 公的年金の

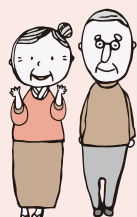
### 源泉徴収票

国民年金、厚生年金などの老齢・退職年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。

そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月末日までに届くよう送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失した場合は再発行できますので、年金事務所または年金相談センターにお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。



### ■お問合せ

下館年金事務所

☎0296(25)0829

## 古河税務署からのお知らせ

### ◆確定申告書は 自宅で作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅で確定申告書などが作成できます。「マイナンバーカード」または「ID・パスワード」方式の届出完了通知」をお持ちの方は、平成31年1月からe-Taxで申告することが出来ます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp  
国税庁ホームページ

### ◆確定申告の相談及び 申告書の受付について

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付

は、2月18日(月)から3月15日(金)までです。還付申告については、2月15日(金)以前でも行えます。

平成30年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、4月1日(月)が申告・納付の期限となっています。

古河税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりません。



### ■お問合せ

古河税務署  
個人課税第一部門

☎0280(32)4161